いの町介護保険住宅改修費等受領委任払いに関する同意書

\vdash	П	-
年	月	H

(あて先) いの町長

被保険者(以下「甲」という。)に対して事業者(以下「乙」という。)が実施する住宅改修について、甲及び乙は、いの町介護保険住宅改修費等受領委任払いに関する取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)に従い、介護保険法及びいの町介護保険施行規則等(以下「関係法令」という。)を遵守することを誓約し、誠実に受領委任払いを行うことに同意します。

所

被保険者 (甲) 住

		氏 名	
事業者	(乙)	所 在 地	
		事業者名	
		代表者氏名	

□ 階段

□洋式便器等への便器の取替え

□ 台所

)

□ その他

: □ 浴室 □ 廊下 □ 玄関 □ 洗面所

□ 引き戸等への扉の取替え

□ 居室 □ その他(

: □ 手摺の取付け □ 段差解消 □ 滑りの防止等のための床材の変更

□トイレ

【留意事項】

改修工事箇所

改修工事内容

- 1 受領委任払いは、要介護認定又は要支援認定を受けており、かつ、介護給付額の減額及び支払い方法の変更となっていない方が対象です。(取扱要綱第3条)
- 2 住宅改修工事の完成後、甲は介護給付の対象となる工事費用の一割(以下「自己負担金」という。)を乙へ支払い、乙はその領収書を甲へ発行してください。(取扱要綱第5条)
- 3 住宅改修費の支給に関して必要があると町長が認めたときは、乙に対して報告、提出、提示、出頭を求め、 又は乙への立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することがあります。なお、関係法令、取扱要綱又はこの 遵守事項に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。(介護保険法 第45条第8項、同法第57条第8項)
- 4 住宅改修費支給申請書の受付期限は毎月月末で、翌月の **20** 日 (民法(明治 29 年法律第 89 号)第 142 条に規定する休日若しくは土曜日に該当するときは、これらの日の翌日) に介護給付の対象となる工事費用(自己負担金を除く)が乙に支払われます。